

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年4月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

永平寺町規則第13号

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則

永平寺町契約事務規則(平成18年永平寺町規則第40号)の一部を次のように改正する。

第39条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第50条第2項第6号中「130万円未満」を「随意契約の限度額未満」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。